

サンフレンズ訪問介護センター 訪問介護・介護予防訪問介護契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人サンフレンズ（以下、「サンフレンズ」といいます。）は、サンフレンズが運営する事業所であるサンフレンズ訪問介護センター（以下「事業所」といいます。）が利用者に対して行う訪問介護・介護予防訪問介護サービス（以下「介護サービス」といいます。）について、以下のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 サンフレンズは、利用者に対し、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間等）

第2条 この契約の契約期間は、_____年_____月_____日から、第15条の規定により契約が解除または終了されるまでとします。

（介護サービスの内容）

第3条 事業所は、法令に基づき、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して訪問介護計画に沿って、別に発行するサンフレンズ訪問介護センター訪問介護・介護予防訪問介護重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます。）に記載する介護サービスを提供します。

2 事業所は、利用者に事故または心身の状態に著しい変化が見られたときは、利用者と利用者の後見人、利用者の家族（以下「利用者の家族等」といいます。）および利用者の家族等が指定する介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」といいます。）にすみやかに連絡するとともに、その状況に応じ適切に対応します。

（訪問介護計画）

第4条 事業所は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（ケアプランまたは介護予防ケアプラン）に沿って、利用者についての解決すべき課題を把握し、利用者の意向を尊重して、介護サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ訪問介護計画および介護予防訪問介護計画（以下「訪問介護計画」といいます。）を作成

します。

- 2 事業所は、利用者の居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者等が訪問介護計画の変更を希望する場合は、訪問介護計画について変更の必要性があるかを調査し、介護支援専門員と相談して、その結果、訪問介護計画の変更の必要が認められるときには変更するものとします。
- 3 事業所は、訪問介護計画を作成または変更する場合には、利用者等に説明し、同意を得てから交付するものとします。
- 4 事業所は、利用者等から同意を得た訪問介護計画を介護支援専門員に報告します。

（訪問介護員）

- 第5条 本契約においてサービス従事者とは、サンフレンズが介護サービスを提供するために使用する者とします。
- 2 本契約において「訪問介護員」とは、介護福祉士、初任者研修者または介護職員基礎研修を修了した者で、訪問介護サービス事業、介護予防訪問介護サービス事業等に従事する専門職員をいうものとします。

（サービスの実施）

- 第6条 介護サービスの実施は、訪問介護計画に基づいて行なうものとします。ただし、事業所は利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 2 利用者は訪問介護サービス実施のために必要な水道・ガス・電気等の費用および交通費（通院、買い物などの際、交通機関を使用した場合）を負担します。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

（介護記録）

- 第7条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録（以下「介護サービス記録」といいます。）を整備し、契約の解除・終了以降2年間保存します。
- 2 利用者は、事業所に対し本人の介護サービス記録の閲覧を求めることができます。この場合、事業所は、介護サービス記録の閲覧に応じます。
 - 3 利用者は、事業所に対し、本人の介護サービス記録の写の交付を求めることができます。この場合、事業所は介護サービス記録の写を利用者に交付します。
 - 4 介護サービス記録の閲覧は無料とし、写の交付に要する実費相当額は利用者が負担します。

（サービス利用料金）

- 第8条 利用者は第3条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める

所定の料金を事業所に支払うものとします。

- 2 サービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを重要事項説明書に定める方法により支払うものとします。

(利用の中止、変更)

第9条 利用者は利用期日前において、介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。

- 2 利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取り消し料を事業所に支払っていただく場合があります。
- 3 事業所は、第1項に基づく利用者からの訪問介護サービス利用の変更等の申し出があった場合、可能な限り、その変更を受け入れるように努めます。

(サービス実施の変更)

第10条 事業所は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、介護支援専門員と連絡をとり、サービス内容を変更することができるものとします。

- 2 前項の変更により新たにサービス料が発生する場合、利用者は事業所に対してサービス料を支払います。

(利用料金の変更)

第11条 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解除することができます。

(事業所および訪問介護員の義務)

第12条 事業所およびサービス従事者は介護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 事業所は、介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保につとめるものとします。

(訪問介護員の禁止事項)

第13条 訪問介護員は利用者に対する介護サービスの提供にあたって次の各号に該当する行為を行いません。

- (1) 医療行為(利用者の同意に基づき研修を終了した者による吸引等を除く)
- (2) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

- (3) 利用者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (4) 利用者等からの金銭または物品の授受
- (5) その他、利用者等に行う迷惑行為

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、個人情報の適正な取り扱いに関して、『個人情報の保護に関する法律』、その他関連法令等ならびに社会福祉法人サンフレンズが定める『個人情報保護規程』を遵守します。

- 2 事業所は、収集・保有する利用者等の個人情報の利用目的を明確にし、原則として本人の同意を得た上、その目的を達成する範囲で、適正に個人情報を収集、利用および第三者へ提供します。
- 3 事業所の職員は、正当な理由がない限り、介護サービスを提供する上で知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様とします。
- 4 事業所は、サービス従事者が介護サービスを提供する上で知り得た利用者等の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第15条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供する介護サービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定または要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第16条から第18条に基づき本契約が解約または解除された場合

2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までにサンフレンズに通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第11条第2項により本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院した場合

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は事業所もしくは訪問介護員等が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービス又は介護予防訪問介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が第14条に定める個人情報保護に違反した場合
- (3) 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(サンフレンズからの契約解除)

第18条 サンフレンズは、契約者が以下の事項に該当する場合は本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第8条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者または利用者の家族が故意又は重大な過失によりサンフレンズもしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(苦情の申し立て)

第19条 利用者および利用者の家族等は、事業所が提供する介護サービス等に関して、いつでも意見・要望・苦情窓口申し立てまたは要望の申し入れができます。この場合、事業所はすみやかに事実関係を調査し、その結果および改善性の必要の有無、ならびに改善の可能性のあるときはその改善方法について利用者および家族に報告します。

2. 事業所は、利用者または家族等の意向を受けた民間または自治体オンブズマン等からの調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けるとともに、必要資料の提供等の協力をします。

3 事業所は、利用者および利用者の家族等からの苦情またはオンブズマン等による調査の申し入れ等がなされたことをもって、利用者および利用者の家族等に対しいかなる差別もしません。

(立会人の専任)

第20条 利用者は、この契約をするについて、立会人を専任することができます。

2 立会人は、利用者がこの契約を行うに当たり、家族等以外で説明の場に立ち会ったものとしします。

(損害賠償責任)

第21条 サンフレンズは本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償を減じることができるものとしします。

(損害賠償がなされない場合)

第22条 サンフレンズは自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、サンフレンズは損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

(4) 利用者が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(サンフレンズの責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第23条 サンフレンズは、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて利用料金の支払いを請求することはできないものとしします

(裁判管轄)

第24条 利用者およびサンフレンズは、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所としします。

(契約に定めのない事項)

第25条 利用者及びサンフレンズは信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

2 この契約に定められていない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところにより、利用者とサンフレンズの双方が誠意をもって協議します。

この契約を証するため、利用者とサンフレンズは、署名、押印した契約書を2通作成し、利用者とサンフレンズが1通ずつ保有します。

【契約年月日】

年 月 日

【契約者】

(事業者) 事業者名 社会福祉法人サンフレンズ
所在地 東京都杉並区松ノ木三丁目16番12号
代表者 理事長 安藤雄太 印

(この契約に定める担当事業所)

事業所名 サンフレンズ訪問介護センター
(事業所番号 1371504299)

所在地 東京都杉並区和田三丁目52番4号 2階

責任者 所長 印

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の家族等) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 関 係 _____

(立会人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 関 係 _____